

意見案第2号

海洋ごみの処理等の推進を求める意見書

昨年、相次いで本道を直撃した台風の影響などによって、各地で記録的な豪雨に伴う河川の決壊や土砂災害などが発生し、甚大かつ深刻な被害を及ぼした。その際、氾濫した河川から流れ出た大量の流木やごみなどが、漁業などの産業に大きな被害をもたらしたほか、今もなお海岸に漂着した流木などの処理に長期間を要する事態が発生している。

また、海洋ごみは流木などの災害関連のものだけではなく、2015年のG7エルマウ・サミットにおいては、プラスチックごみによる海洋汚染が初めて取り上げられるなど、海洋ごみ対策は世界的課題として認識されており、さらには、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

こうした中、海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しているため、市町村にとってはみずから発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあり、特に、海洋ごみの約7割は河川を由来していることから、河川管理者が行うごみの回収・処理に加え、これらに対する発生源対策は重要な課題である。

よって、国においては、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制に向けて、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、海洋ごみの発生を総合的に抑制する観点から、国管理以外の河川を含む新たな発生源対策を講ずること。
 - 2 海洋ごみの処理等が円滑かつ継続的に実施できるよう、地方公共団体に対し、海洋ごみ対策に係る財政支援措置を講ずるとともに、地方負担が発生しないよう補助率を引き上げること。
 - 3 災害等で流木等が大量に発生した場合、漁業の経営や船舶の航行等に大きな影響を及ぼすことから、地方公共団体が行う迅速な処理等に必要な予算額の確保と早期の事業採択を行うとともに、国庫補助対象の拡大や補助率の引き上げなどを図ること。
 - 4 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連